

市・県民税と所得税

申告は
3月17日までに

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次の通り受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

期間 3月17日(月)まで(土・日曜日を除く。ただし3月2日(日)は受け付け)

時間 午前9時～正午、午後1時～5時(公民館などでの受け付け)

申告会場

期 日	会 場	時 間
3月17日(月)まで (土・日曜日を除く。ただし3月2日(日)は受け付け)	市役所 6階中会議室 下総・大栄支所 2階会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月5日(水)	中郷公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
3月6日(木)	三里塚コミュニティセンター	
3月7日(金)	公津公民館	

けは午後3時まで)

混雑状況により、予定時間前に受け付けが終了する場合があります。

会場

○市・県民税の申告：上表の通り
○所得税の確定申告：成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール・午前9時～午後5時)および上表の申告会場。ただし次に該当する人は税務署特設会場で申告してください。

・分離課税となる譲渡所得のある人

・事業収入、不動産収入が500万円以上の人

・青色申告をする人

所得税の確定申告書は国税庁ホームページの「申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトしたものをそのまま提出することができます。くわしくは国税

庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)または成田税務署(☎28・5151)へ。
※くわしくは市税務課(☎20・1513)または成田税務署へ。

住民票と印鑑登録証明書

便利で簡単な
自動交付機で

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された専用カードが必要です。

専用カードには、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりた市民カード」の2種類があります。

自動交付機の設置場所と稼働時間

○市役所1階市民課前：平日の午前8時30分～午後5時

○三里塚コミュニティセンター：火・日曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時

交付手数料

○住民票：300円

○印鑑登録証明書：300円

自動交付機には高額紙幣(1万

円・5千円・2千円札)、小額硬貨(5円・1円)は使用できません。

専用カードの申請ができる人

○成田市に住民登録している人
および外国人登録している人
(外国人登録している人は印鑑登録証明書ののみ)

○15歳以上の人

○成年被後見人でない人

専用カードの申請方法

官公署発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど)、印鑑登録証(すでに持っている人)、印鑑(新規に印鑑登録をする人は登録する印鑑)を持参して、申請者本人が手続きをしてください(代理人による申請はできません)。

受付場所 市民課(市役所1階)、下総・大栄支所市民課

手数料 無料(新規に印鑑登録をする場合は300円)

身分証明書がない人は、成田市に印鑑登録をしている人の保証書(保証人の登録印の押印と登録番号、住所、氏名が記載されたもの)を持参すれば交付申請ができ、即日交付が受けられます。

身分証明書または保証書を持参

できない場合は、本人の意思を確認するための「照会書」を後日自宅に郵送します。「回答書」欄に押印し、必要事項を書いて交付を申請した窓口に持参してください。

※旧下総町・大栄町の紙の印鑑登録証を持っている人は、身分証明書と印鑑を持参して各支所市民課で成田市の印鑑登録証への交換をしてください(無料)。くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民課(☎96・1115)、大栄支所市民課(☎73・8066)へ。

し尿のくみ取り

不要になったら
早めに連絡を

定期的にし尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には早めに環境衛生課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20・1531)へ。下総・大栄地区の人は、香取広域市町村圏事務組合(☎0478・78・1182)へ。

農業集落排水事業

処理区域を 拡大します

平成16年度から下水道整備を進めている「奈土・津富浦地区」のうち、久井崎・稲荷山の全域と中野・津富浦第二の一部で4月1日から下水道の供用を開始します。既に供用している奈土5区・奈土6区・柴田を含め、当該地区に住んでいる人は、早めに接続をお願いします。

宅内接続工事は、指定工事店による施工となり、供用開始から3年以内は接続を促進するための助成制度があります。事業全区域での供用については、平成21年4月を目指して工事を進めています。工事中は何かとご迷惑をお掛け

しますが、引き続きご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受けて、高校・大学などに入学する人または在学している人や、その親族を対象に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件は金融機関から「国の教育ローン」の融資を受けていて、次の2つの条件に該当する人

- ①市内に1年以上住んでいる人
- ②市税を完納している人

利子補給の期間は交付決定された

月から、在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの返済予定表、

住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

ごみの処理

引っ越しなどで 多量に出るときは

引っ越しなどのときに出る多量のごみは、直接処理施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託してください。各地区のごみ集積所に出すと、ほかの人の迷惑になることがあります。

市内(下総・大栄地区を除く)のごみ処理

○直接処理施設に持ち込む場合

「燃やせるごみ」…いずみ清掃工場(☎36・1689)

「そのほかのごみ」…リサイクルプラザ(☎36・1000)

受付時間 月・土曜日 午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

下総・大栄地区のごみ処理

○直接処理施設に持ち込む場合

「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」…伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)(搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課で配布)

「ペットボトル」は直接搬入できません。リサイクルのため許可業者に委託してください。

受付時間 月・金曜日(祝日は休み) 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

排水設備の接続

工事は 指定工事店で

下水道が整備された地域では、排水設備を設置することで、下水道を使用することができます。

排水設備とは、トイレやお風呂、台所などの汚水を速やかに公共下水道に流すため、各家庭で設置する排水管や汚水ますなどです。

排水設備工事は衛生上とても大切な工事ですので、定められた基準にしたがって正しく施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼し、施工しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

土地家屋調査士登記相談会

土地の境界紛争などで お困りの人を対象に

千葉県土地家屋調査士会では次の通り相談会を行います。

日時 3月12日(水) 午前9時～正午

会場 千葉県地方事務局成田出張所
参加費 無料

※くわしくは千葉県土地家屋調査士会印旛支部長・篠田さん(☎42・2251)へ。

市長日誌

(2月1日～15日)

- 3日 千葉県少年野球連盟認定指導者講習会
成田山節分会
宗吾霊堂節分会
- 5日 ISO14001全体審査前会議
- 6日 美郷台小学校校歌校章制定式
ISO14001全体審査後会議
- 7日 成田市行政改革推進本部会議
- 8日 数え100歳祝い贈呈訪問
- 9日 成田市民グラウンドバレーボール大会
成田市ボランティアのつどい
- 10日 成田市消防出初め式
成田山公園紅葉まつり写真コンテスト表彰式
- 12日 北千葉道路建設促進期成同盟要望活動
成田市社会福祉協議会表彰式・感謝状贈呈式
印旛都市広域市町村圏事務組合議会定例会
- 13日 八富成田斎場管理運営連絡協議会
成田赤十字病院運営協議会
- 14日 成田国際空港騒音対策委員会成田地区部会
成田市水道事業運営審議会
- 15日 成田市総合開発審議会
成田市廃棄物減量等推進審議会
成田市環境審議会
成田山開基1070年祭記念行事実行委員会



成田山節分会で福豆をまく小泉市長

手続きは 市民課・支所住民課で

世帯全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所住民課または市民課赤坂分室(中央公民館内・☎26・3327)で手続きをしてください。

市外から成田市内に引っ越しをしたときは、実際に住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。前住所の市区町村が発行した転出証明書が必要です。

市外に引っ越しするときは、あらかじめ予定日の14日以内に転出の手続きをしてください。転出証明書をお渡しします。

成田市内で引っ越しをしたとき



も、実際に住み始めてから14日以内に転居の手続きが必要です。

手続きは、原則として本人または同一世帯の人がしてください。

代理人による手続きもできますが、その場合は委任状が必要です。

異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して手続きしてください。

届け出時には、本人確認をさせていただきます。免許証や保険証などをお持ちください。

窓口は4月下旬まで大変込み合いますので、ご了承ください。特に、月曜日は混雑が予想されます。

保険・年金の手続きもお忘れなく

国民健康保険・国民年金・介護保険の加入者、老人医療の受給者は市民課で届け出をした後に、保険年金課(☎20・1526)および介護保険課(☎20・1545)で手続きをしてください。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所住民課(☎96・1115)、大栄支所住民課(☎73・8067)へ。

制度が 改正されました

退職者医療制度

会社などを退職して国民健康保険に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、4月1日から対象年齢が65歳未満に変わります。

対象者は、65歳になると一般の国保加入者となります。

該当する人には、3月初旬に配達記録郵便で保険証を送付します。

人間ドックの費用助成

市では、国民健康保険の加入者が市の指定検査医療機関で、人間ドックを利用した場合に、費用の一部を助成しています。

平成20年4月からは、一般健診・特定健康診査を受けた人・受ける予定の人については費用の助成ができませんのでご注意ください。

後期高齢者医療制度の開始に伴い、この制度の該当者(現在の老人医療制度該当者)への費用助成もできませんのでご注意ください。

国民健康保険の葬祭費が、平成20年4月から「10万円」から「5万円」に改正されます。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

廃棄物処理施設設置許可申請

関係図書 縦覧します

県では、株式会社エコネット成田が成田市新泉11・1に計画している一般廃棄物および産業廃棄物中間処理施設に関する施設設置許可申請書などを次の通り縦覧します。

これに対し意見のある人は、意見書を提出することができます。

期間 3月4日(火)～4月3日(木)

時間 午前9時～午後5時

場所 県廃棄物指導課(県庁本庁舎4階)、北総県民センター(印刷合同庁舎内・佐倉市)、市クリーン推進課(市役所2階・一般廃棄物のみ)、市環境対策課(市役所2階・産業廃棄物のみ)

関係図書 一般廃棄物および産業廃棄物処理施設設置許可申請書、生活環境影響調査書

意見書の提出期間 4月4日(金)

3月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
3月3日(月)	並木町(野沢台・成瀬台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
3月4日(火)	並木町(沢山)地区	
3月5日(水)	飯田町地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

17日(木)(郵送の場合は当日消印有効)
意見書の提出先 県廃棄物指導課(〒260・8667 千葉市中央区市場町1-1)
※くわしくは県廃棄物指導課産業廃棄物指導室(☎043-2231265)または市クリーン推進課(☎20-1530)、市環境対策課(☎20-1532)へ。